

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年12月1日発行 No. 38

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

5歳～11歳の1・2回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しています。接種希望の方は、コールセンターへご連絡ください。

接種会場は、むとうこどもクリニックとなります。（接種会場での受付は行いません。）

3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。

※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、ご注意ください。

接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【予約の方法】

予約は、コールセンターのみで受け付けます。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン（3週間間隔で2回接種 1回0.2ml）

※ ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

5～11歳の3回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しています。

【対象者】2回目接種を終了した日から5か月以上経過した、5～11歳の方。

【接種日程】対象の方へは、あらかじめ接種日程を指定して接種券を郵送していますので、案内通知をご確認ください。

※接種のキャンセル・日程の変更は、コールセンターまたは、インターネットで受け付けます。

詳細は、接種券の案内に記載しています。

【その他】16歳未満の方の接種は保護者の方の同意（署名）と同伴をお願いします。

10月から、5～11歳の3回目接種を開始しています。

オミクロン株対応2価ワクチンの接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

オミクロン株対応ワクチンは、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンです。

このワクチンはオミクロン株に対して従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果、発症予防効果も期待されます。

【対象となる方】

2回目接種を完了した12歳以上で、前回接種から3か月以上経過し、まだオミクロン株対応ワクチンを受けていない方

【接種回数】 ひとり1回（無料）

【接種の案内】

前回接種から3か月以上経過した方へ順次接種のご案内と接種券を郵送しています。

前回接種を町内で受けた方へは、あらかじめ接種日程を指定していますので、キャンセルや日程の変更の場合は、コールセンターまたは、インターネットで受け付けます。

詳細は、接種券の案内に記載しています。

すでに、3回目・4回目接種の接種券が手元に届いているが、まだ接種を受けていない方で接種を希望する方は、コールセンターへご連絡をお願いします。

【使用するオミクロン対応2価ワクチンについて】

オミクロン対応2価ワクチンは、BA.1対応型とBA.4-5対応型の2種類があります。

対応するオミクロン株の種類にかかわらず、いずれか早く打てるワクチンで1回接種をするようお願いします。接種するワクチンは、国からの供給状況により決まります。

※17歳以下の方はモデルナ社製ワクチンの接種はできません。


ファイザー社製のみとなります。

新型コロナワクチンの1回目・2回目接種が未接種の方へ 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

オミクロン株対応ワクチンは、12歳以上で初回接種（1回目・2回目）を完了している方が対象です。初回接種が未接種の方には、接種をすることができません。

初回接種を希望する方は、従来型のワクチンになります。従来型のワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定なので希望の方は、お早めにご連絡をお願いします。

また、福島県では、初回接種を希望される方を対象に次のとおり初回接種を実施しますので、ご活用ください。

	福島市（ノババックス社ワクチン接種センター）	
使用ワクチン	ノババックス社ワクチン	
実施会場	福島県保健衛生協会（福島市方木田字水戸内 19-6）	
実施日時	12月 5日(月) 15時～15時45分 12月26日(月) 15時～15時45分	
接種規模	各日30名	
対象者	原則、新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目）が完了していない方（未接種か1回目のみ接種済みの方。または県内在住で接種券のある12歳以上）	
予約開始日	令和4年10月24日（月）9時～ ※1回目接種を予約された方は、3週間後の2回目接種の予約も行います。	
予約方法	県コールセンターでの予約受付または、県ホームページでのWeb予約受付	

発熱などの症状がある場合の相談・受診について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

発熱などの症状がある方は、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談してから受診してください。かかりつけ医がいない場合やどこに相談してよいか分からない場合は、「受診・相談センター」（電話0120-567-747 ※毎日24時間対応）にご相談ください。

また、福島県では、発熱等の症状がある方の診察や必要な検査の実施について協力を得られた医療機関を「診療・検査医療機関」として登録し県のホームページで公表しています。

感染が拡大しています！！

新型コロナウイルス感染症は、第8波に入り感染が急拡大しています。基本的な感染対策を徹底しましょう。

- ❗ マスクと換気で感染リスクの低減を場面に応じて、マスクを正しく着用しましょう。
- ❗ 十分な換気量を継続して確保し、感染リスクを低減しましょう。
（機械換気装置による常時換気、2方向の窓開け換気、換気扇の有効活用等）
- ❗ 室内温度が下がる場合もあるため、暖かい服装（ウォームビズ）で体温調節を行いましょう。
- ❗ 会話を行う場合は、屋内・屋外を問わず、マスクを着用しましょう。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について 【問合せ先：保健福祉課地域福祉係 内線1404】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が特に大きい世帯の生活・暮らしを支援するため、令和4年度市町村民税非課税世帯等の世帯主に対し、**1世帯当たり5万円**を給付します。

【支給対象世帯】

① 市町村民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）に、世帯員全員の令和4年度分の市町村民税が非課税の世帯
※世帯の全員が、市町村民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除きます。

令和4年11月16日から、該当する世帯に対し「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」（以下「確認書」）を郵送しています。

給付には「確認書」の提出が必要ですので、送付された「確認書」に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒により返送をお願いします。

② 家計急変世帯

①の世帯以外で、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受け、令和4年1月から令和4年12月までの期間に家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、①の市町村民税非課税世帯と同様と認められる世帯です。

※世帯の全員が、市町村民税が課税されている他の親族等の扶養に入っている世帯を除きます。

給付を受けるには、町への申請書の提出が必要となります。詳しくは、川俣町ホームページで確認いただくか、保健福祉課地域福祉係（役場4番窓口）までお越しください。

【申請受付期間】令和5年1月31日（火）まで（必着）

川俣町エネルギー価格高騰対策商工業者支援給付金について 【問合せ先：政策推進課まちづくり推進係 内線2406】

世界的なエネルギー資源価格の高騰に加えて、円安による輸入価格の高騰等により、電気やガス等のエネルギー経費が増大し、町内事業者の事業経営を圧迫していることから、町内商工業者の負担を軽減させ経営安定の支援と活性化を図るため、給付金を交付します。

受付期間	令和4年12月1日～令和5年2月28日
給付対象業種	川俣町に本社または主たる事業所を有し、町商工会に加入している者 または、町商工会へ未加入であるが町商工会へ加入可能な業種を営む商工業者 なお、商工業者であることの確認は町商工会で行います。
給付額	従業員数10名以下 一律10万円 従業員数20名以下 一律20万円 従業員数50名以下 一律50万円 従業員数51名以上 一律100万円
添付書類	申請書に次の書類を添付して提出してください。 ①本町に本社または主たる事業所を有していることが確認できる書類 （個人事業主の場合は確定申告書の写し、法人の場合は商業登記簿謄本の写し） ②従業員数が確認できる書類 （従業員名簿、台帳、青色申告決算書（2頁）の写し等） ③完納証明書 （事業者の代表分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。） ④通帳の写し（表紙及び表紙を1枚めくった頁）



川俣町エネルギー価格高騰対策医療・福祉事業者支援給付金について 【問合せ先：保健福祉課地域福祉係 内線1403】

世界的なエネルギー資源価格の高騰に加えて、円安による輸入価格の高騰等により、電気やガス等のエネルギー経費が増大し、町内事業者の事業経営を圧迫していることから、町内医療・福祉事業者の負担を軽減させ経営安定の支援と活性化を図るため、給付金を交付します。

受付期間	令和4年12月1日～令和5年2月28日
給付対象業種	川俣町に事業所を置く、日本標準産業分類で定める83医療業、85社会保険・社会福祉・介護事業の事業者（医療機関、老人福祉・介護事業者、障害福祉事業者、はり・灸・あんま・柔道整復師等の施術事業者等）
給付額	従業員数10名以下 一律10万円 従業員数20名以下 一律20万円 従業員数50名以下 一律50万円 従業員数51名以上 一律100万円
添付書類	申請書に次の書類を添付して提出してください。 ①完納証明書 （事業者の代表分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分） ②従業員数が確認できる書類 （従業員名簿、台帳、青色申告決算書（2頁）の写し等） ※振込先を確認するため、通帳をご持参ください。 ※令和4年度川俣町医療・福祉事業者支援給付金を申請・受給された事業者においては、①～②の提出を省略できます。



軽症状者を対象とした「福島県陽性者登録センター」について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するために、ご自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないにご自身で判断できる方を対象としています。軽症状者で重症リスクの低い人は、保健所に発生届がされなくても自宅療養となります。ご自身でWebサイトから申請してください。

申請が受付され登録された後は、福島県フォローアップセンターを通じて症状が悪化した場合や健康相談等のサポートを受けることができます。

福島県フォローアップセンター（FUC）※24時間対応
電話番号：0120-897-089

【陽性登録ができる方】

次の①及び②の要件にあてはまる方が対象です。

①下記のいずれかにおいて検査結果が陽性であった方

- ・ 県から配布を受けた抗原定性検査キットを使用した場合
- ・ 無料検査事業により検査を受けた場合
- ・ 自費購入した抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使用した場合

②下記のすべてを満たす方

- ・ 県内在住
- ・ 小学生～64歳まで
- ・ 軽症または無症状
- ・ 重症化リスクがない。
- ・ 妊婦ではない
- ・ 症状がでた日から6日以内（発症日を0日とする）

【申請方法】

インターネット上から申請をお願いします。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/yousei-touroku.html>

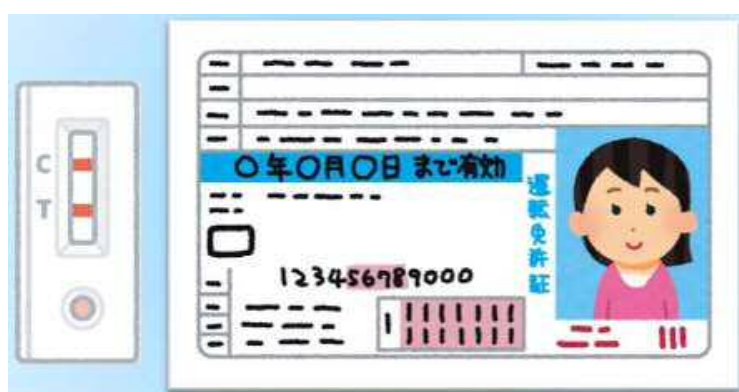


福島県陽性者
登録センター

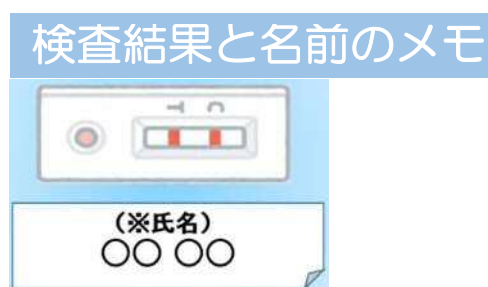
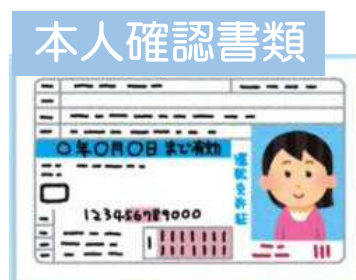
①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ））と検査結果がわかるキットを一緒に撮影した写真データを申請時に添付しますので準備してください。

○画像添付の例

〈本人確認書類と検査キットを一緒に撮影した写真〉



〈別々に撮影した画像〉



または



検査結果（通知書）



②福島県新型コロナウイルス感染症 陽性者登録サイトから申請してください。

※1 問い合わせ先 0120-670-050 ※9時～18時 土日祝日可

※2 申請フォームには、氏名、住所、生年月日、検体採取日などを入力します。

【注意事項】

- ・ 申請すると申請受付のメールが届きます。一日程度を要します。
- ・ 申請の要件に合わない場合や不備がある場合は登録できません。
- ・ 申請結果はメールで届きます。
- ・ 1日あたりの申請が上限に達した場合は、翌日の9時から受付を再開します。
- ・ センターでは、薬の処方は致しません。